

## 「大阪仕業検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れについて業務委員会を開催。

11月21日、「申」第8号「大阪仕業検査車両所における職場諸要求」に関する申し入れ（2014年9月24日申し入れ）について業務委員会を開催しました。

### 《会社回答》

#### 1. 労働条件に関する改善要求

①申告と仕業検査のパート変更は、休日指定日（毎月10日）に明らかにすること。

**【回答】** 現行通りとする。

②申告と仕業検査の担務指定は、全社員が平均的になるようにすること。

**【回答】** 適切に担務指定を行っている。

③勤務指定表に発表する仕業検査担当を「A班の1. 2. 3」、「B班の1. 2. 3」のように区別して明らかにすること。

**【回答】** 現行通りとする。

④申告と仕業検査担当の現行の休憩時間「8時15分～8時30分」のところを「8時10分～8時25分」に変更すること。

**【回答】** 現行通りとする。

⑤現在、仕業・申告検査担当者はそれぞれ20名であるが、今後もこの人数を確保すること。

**【回答】** 今後も必要な要員を配置していく。

⑥仕業・申告の作業は、基本は消耗品等の取替作業を主とし、その他、時間を要する修繕作業は修繕車両所の作業区分とすること。

**【回答】** 作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適宜適切に判断をしている。

#### 2. 仕業庫等の設備改善要求

①仕業線のロウソクのヒビ等の問題で、会社は「仕業庫の検査杭に関しては、定期的に検査しており状態を把握している。安全や耐久性に問題はなく状態に応じて計画的に修繕していく」との回答を以前に行っているが、具体的な修繕等が計画されているのか明らかにすること。

**【回答】** 仕業検査杭に関しては、状態を把握の上、適切に検査・修繕している。引き続き、状態に応じて計画的に修繕していく。

②仕業線で排水用の金属製の足場（グレイチング）の浮き等の問題で「仕業線の床面については、定期的に検査しており状態に応じて計画的に修繕していく。なお、今後もこのような場合は管理者に申し出ること」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず昨年から全く修繕が行われていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、労災防止のために早急に修繕すること。また修繕計画を明らかにすること。

**【回答】** 作業庫の床面については、定期的に検査しており状態を把握している。排水用グレイチングに関しても状態を把握しており、状況に応じて計画的に修繕していく。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者まで申し出ること。

- ③作業線のサービスデッキ下のパイプの漏水について「漏水についてはすでに対応しており、現在漏水箇所は無いと認識している。今後、漏水があればすみやかに対応していく。なお、今後もこのような事象がある場合は管理者に申し出ること」との回答を以前に行っているが、昨年の漏水箇所は修繕されたが同じパイプで新たに数か所漏水している。また他のパイプでも漏水している。管理者には申し出ているが修繕されていない。このことに対する支社の見解を明らかにすると共に、労災防止のためにも早急に対応すること。またパイプ自体の歪み等も考慮している。根本的な対策を行うこと。

**【回答】** 漏水についてはその都度対処している。また申告の都度、車両所の管理者より関係箇所に申告を行っており、今後も漏水があれば速やかに対処していく。

- ④作業線のサービスデッキ下のパイプが、13号車から16号車付近までは改修され180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近は未改修で危険である。早急に改修すること。

**【回答】** 現行通りとする。

- ⑤作業・申告現場作業詰所内の休憩場所に換気扇を取り付けること。

**【回答】** 現行通りとする。

- ⑥作業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

**【回答】** 現行通りとする。

- ⑦作業庫の床下点検通路の清掃・整備を定期的に行うこと。

**【回答】** 平成25年4月頃から、月一回社員、関係会社が一体となり、排水溝清掃等を行っている。又、本年度以降、床面の埋設された配水管の工事を実施する予定である。

- ⑧作業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

**【回答】** 引き続き、害虫駆除を必要の都度実施していく。

- ⑨作業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

**【回答】** 2-⑦項に同じ。

- ⑩作業庫屋根上点検通路の全ての空調・スポットクーラー、移動式クーラーを正常に動作するように点検整備すること。

**【回答】** 設備不良があれば、調査の上適切に対処していく。

- ⑪作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。

**【回答】** カラスの防除を引き続き実施していく。

- ⑫作業庫天上照明や作業線の各ピット内蛍光灯の切れが数十か所ある。管理者にも申し出ているが、管理者も「上がやってくれない」と話している現状であり、労災防止のためにも早急に修繕すること。

【回答】設備不良があれば、調査の上保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処していく。

- ⑬雨が降ると仕業・申告現場作業詰所で雨漏りがする。管理者には申し出ているにも関わらず全く改善されない。機器等の故障も考えられるため早急に修理すること。

【回答】設備不良があれば、調査の上保守所へ修繕依頼を行うなど、適切に対処していく。

- ⑭サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【回答】仕業庫のサービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査・修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題はなく、状態に応じて計画的に修繕していく。

- ⑮仕業庫で屋根上点検作業時に車両間を渡る際、架線を吊るハンガーがあるため架線に手を添えて渡れない所が数箇所あるので改善すること。

【回答】現行通りとする。なお、車両間を渡る際は足元を確認し、墜落等に十分に注意されたい。

### 3. 事務所棟の設備改善要求

- ①事務所棟内の通路上や風呂へ行くために使用するエレベーター出入口に向いている「監視カメラ」を撤去すること。

【回答】そのような考えはない。なお、各階に設置しているカメラはセキュリティの確保を目的にしたものである。

- ②大阪仕業検査車両所の5階部分には風呂場が設置されていない。風呂場かシャワールームを新設すること。

【回答】現行通りとする。

- ③事務所棟内・南端にある1階避難出口に通じる「非常用階段」を常時使用できるようにすること。

【回答】セキュリティの観点から、原則として5階から9階までは階段の使用は認められない。

- ④事務所棟南側のエレベーターを使い9階の仮眠室・風呂に行けるようにすること。

【回答】セキュリティの観点から、9階仮眠室・風呂に行くための事務所棟南側階段、及び非常用エレベーターの使用は認めていない。

### 4. 手当、福利厚生等の改善要求

- ①仕業申告副班長（テ1）の断路器扱い者に対して「副班長手当」を新設・支給すること。

【回答】支社権限外事項である。

- ②軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【回答】使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

- ③軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【回答】使用頻度、作業内容等を考え、箇所で適切に判断している。

- ④風呂の入浴規制時間を撤廃し、フルタイムで入浴できるようにすること。

【回答】現行通りとする。

⑤食堂の営業時間帯にもかかわらず、夕食時に御飯等の品切れになっていることがある。  
食堂の営業時間帯は食事が十分にとれるようにすること。

**【回答】**食堂を運営する関係会社に、品数が少なくなった時には補充を行うよう協力を要請する。また、夕食時にご飯等の品切れになっている場合は、管理者に申し出ること。

## 5. 通勤に関する改善要求

①通勤回送は、14号車、15号車、16号車の3両に限定されているが、余裕をもって乗車できるように13号車も指定号車とすること。

**【回答】**通勤回送の利用者分の座席数は確保されており、現状で対処されたい。

②非番者用に朝の通勤回送列車を新設すること。

**【回答】**通勤バスにより必要な座席数は確保しており、朝の通勤回送を設定する考えはない。

③通勤バス・茨木行き9:10を増便すること。

**【回答】**今後とも利便性の高いバスダイヤの設定については検討していく。

④通勤バス・茨木行き17:35（休日ダイヤは運休）を毎日運転すること。

**【回答】**5-③に同じ。

⑤通勤バス・茨木行きの降り場を全て茨木駅前で降車できる様にする。

**【回答】**茨木市からの指導により、停止・乗降位置が決められており、現行通りとする。

⑥通勤回送の乗車の際は、鳥飼基地従事員証明証もしくは社員証のどちらかで乗車出来るようにすること。

**【回答】**現行通りとする。

⑦新大阪からの通勤回送では最後に乗った人が鎖錠確認等を行うようになっているが、鎖錠確認等を行う理由を明らかにすること。また勤務時間外の社員に鎖錠確認等を強要できる根拠を明らかにすること。

**【回答】**通勤回送を利用する上で必要なルールであるため、今後も現行通りとする。

⑧「5. ⑦」に関して、何らかの不測事態が生じた場合の対応や責任問題も想定される事柄であり、勤務以外の社員への強要はやめること。鎖錠確認等がどうしても必要であるならば、会社が責任を持って警備会社へ業務として依頼するか、または管理職以上にある社員が責任を持って行うこと。

**【回答】**5-⑦と同じ。

## 6. その他の改善要求

①仕業検査において、担当助役、当日の当直長が仕業検査施行時についてきて標準化には記載されていない検査項目の喚呼＝「声出し」を強要しているが、直ちにやめること。

**【回答】**ヒューマンエラー防止のために必要なことであり、今後も実施していく。

②構内に社員用の駐車場を早急に確保すること。

**【回答】**現行通りとする。

③朝のトイレの清掃が終業点呼後の間もない時間に行われているが、9時40分の通勤バスが出発以降に清掃すること。

**【回答】**現行通りとする。

④仕業庫7番線サービスデッキに自転車が2台しかないので増配置すること。

【回答】現行通りとする。

⑤テ0用の自転車を増配置すること。

【回答】現行通りとする。

【 若干のやり取り 】

## 昨年と変わらない不誠実な回答である！

組合：回答は聞いたが、まったく不誠実な回答である。基本的に前回の回答とかわりない。

1-①項について

組合：勤務を明らかにしても支障がないはず。現行でないといけない理由は何か。

会社：仕業、申告班は同一のパートである。同一の扱いということで別にしない。

組合：現実的には別れている。

会社：転入直後の方なら仕業から覚えてもらっている。あとは本人の適性で申告に就いて頂いたりしてるのでどちらか中心に入るといえることはない。会社としては仕業、申告班は同一の扱いをしている。

組合：仕業なら夜勤の勤務だけである。申告班は日勤も徹夜の勤務の種類がある。翌日の休みの申込みの仕方で行ったりとかで休日指定によって違ってくる。10日に発表してくれたらありがたい。

会社：車両に限った話しでもないが、泊まりの仕事は一般的にいうと、今まで25日に発表していた分を社員の皆さんの声などで10日に休日を発表してきた。その日が暦日開放であるか否かということを出すべきもので、今の議論では結局25日のことを10日に出すのかということになってしまう。それは当然支障もするので現行通りとするとなる。

組合：仕業申告班と言われたが、申告の担当者については仕業経験後の担務指定しかしないと言ったが。

会社：初めて仕業申告班に就かれる方は、まずは正規検査を覚えてもらって。

組合：習得すれば全て申告作業が出来るのか。

会社：人の能力、適性によって判断していく。

組合：申告の作業をする人と、仕業の作業をする人は別れるということである。

会社：申告と仕業に関わらず、車両にはいろんな担務があるのでどこの車両所も同じである。

組合：班の中で別れるという事か。

会社：特に別れてない。人によって仕業しかしない人もいるが。

組合：仕業しか出来ない人もいる。すると区別することになる。

会社：仕業だけ、申告だけ、両方出来る人がいる。それを含めて仕業申告班という。

組合：現実の話として仕業中心に作業する人と申告中心に作業をする人がいる。1ヶ月間区別されて仕事している。そのような中で休日指定ぐらいしてもいいのではないか。

会社：そういったご意見があるということは聞いておく。

組合：10日に出せない理由は何か。

会社：全社的な縛りの中でやっている。

組合：来月は仕業で仕事するのか、申告かぐらいかは分かってもいいのではないか。

会社：25日になれば来月の準備も出来る。

会社：一日でも早くなれば変更のリスクが高くなる。変更があるのはお互いのリスクであり避けたい。

1-②項について

## **一つのパートに2年間は長い！**

組合：申告に2年間も指定されてるのは適切でない。コンスタントに異動したほうが技術力などの能力の向上につながる。

会社：パート異動するのは会社で判断する。

組合：不公平感があるので改められたい。

会社：仕事をする上で必要な方に必要な指示をする。

組合：2年間は長いと感じるか短いと感じるか。

会社：人によっても変わる。パートによっても変わる。一概に答えられない。

組合：申告と仕業の入れ換えの基準はあるのか。

会社：適性を見ながらです。基準があるのかと聞かれなければならないということになる。

1-⑥項について

組合：仕業と申告の区分で、仕業は50分作業で進める。それ以上に仕事が必要な場合、修繕作業に作業指示をするということでもいいのか。

会社：一概に決まっていない。回答の通り。全体を見ながらその都度判断する。

2-①項について

組合：仕業庫で今行ってる修繕計画はあるのか。

会社：直近であれば庫2番線の検査修繕を行っていたと聞いている。計画的に状況を見ながら検査をして直ぐに必要なものか、長期的に見ながらでいいのかを判断する。

組合：現行はないのか。

会社：資料がないので分からない。

組合：現実、2番線の9号車、10号車大阪方でジャッキアップして行ってる。あの状態は工事が終了したのか、あのままなのか。

会社：細かいことが、専門ではないので分からない。

組合：社員の安全という意味で、どこでどんな工事が行われているのかを現場の社員に周知徹底されたい。知らないままだと怪我をする恐れがある。

会社：日報でお知らせしている。

組合：長いスパンで周知しないのか。駅では周知している。

会社：決まるのは前日の夜で当日の朝である。土木が決めた計画で行われている。社員に関わる情報については、関係者に情報をお知らせしている。

組合：ロウソクのヒビは経年劣化によるものか。

会社：土木の専門でないので分からない。

組合：過去、ネコ車で怪我を発生させたので早めに知らせるべき。

組合：始業の点呼で管理者から周知しないのか。

会社：支障するようなことはお知らせしている。

組合：今後も安全義務を果たすべき。

## 2-②項について

組合：金属製の足場が傾いている箇所があって危険である。工事計画には上がってないのか。

会社：社員から申し出があった事項については、ここは危険だというところは修繕依頼を上げている。あとは工事計画をあげて実施していく。

組合：このように社員が管理者に申し出たときに時系列は書かせないのか。

会社：ケースバイケース。社員しか知り得ない情報なら報告書で報告をお願いする。

組合：まちまちだということを確認しておく。

組合：労災防止のために直ぐに対処するべきである。

組合：その金属製の足場が傾いてるいる報告は上がってないのか。相当傾いているので、報告が上がってないこと自体が問題である。

組合：社員の注意力で補える（修繕箇所の）ところは注意力で対応し、それ以外のところは優先するべきであるという考え方なのか。

会社：限られた資源の中でどう配置していくかという考えかと。

組合：1年も2年も放置されてる箇所についていつになったら工事するのかと現場の方は感じている。いつ頃改善しますよとかの回答をして頂きたい。

組合：何故、段差が生まれているのか。その認識は。

会社：それに対して答えがあれば教えて欲しいぐらい。物なので。

## **コンクリート構造物の対策を強化すべき！**

組合：ヒビが割れる原因について、検査してると回答しているが、コンクリート構造物についての耐用年数が当初25年と言われた時もあった。開業50年の中で検査検査というがどういう視点を持って検査しているのか。単なる定期検査になっているのではないか。

会社：ロウソクに鉄を巻いて直しているのは長期的に見て直すべきとして直していると思う。そこは状態を見ないと点検の方法が分からない。

組合：阪神大震災の被害で高架を直した。その教訓を汲んで東海エリアも直した。それに基づいてコンクリートの点検を行ってるのか。それも分からないのか。

会社：専門家ではないので。ものを見て判断するという事。

組合：では発生主義か。

会社：発生主義ではない。壊れるまで座して待つということではない。

組合：現場からすれば直すまで放置されてると見える。

組合：床面に段差がついているが地盤沈下してるということか。

会社：よく分からないです。

組合：「今年度以降」というのは来年度のことか。

会社：今年度から順次やっていくと。ようするに3月までにということ。

## 2-④項について

組合：作業者にとっては頭上に危険な箇所があってよくぶつけている。

会社：13号車から16号車まで高さが違うのは、当初12両で増築されて仕業庫も調整されて仕様変更されて変わってるのではないかと思われる。

## 排水の処理をバケツで受けている！

2-③項について

組合：漏水について、申し入れした9月24日の時点で昨年と比べて新たに漏水箇所があったという事だがその点は改修してるのか。

会社：今のところ漏れ続けている箇所はない。

組合：この点も社員の声に反映して直したと思うが早くから漏れていた状態を放置していた。今、井戸問題があって水が非常に貴重であるということであるが、会社が垂れ流していたということを指摘しておく。

組合：排水の処理の仕方であるがバケツで受けている箇所がある。修繕されたい。

会社：排水の工事を進めている。

組合：床面に水が流れないようにされたい。

会社：排水するのでどうしても流れる。

組合：現状は垂れ流して、床面に溜まっている。ピットの中も溜まっている。早急に改善されたい。

## 現場のことが分かってない人が指導している！

2-⑮項について

組合：屋根上の作業で架線を持って車両間を渡るという指導をされてるが、ハンガーがあり、架線を持つと言うがそれが出来ない状態になってる。これは改善しないのか。

会社：適切な位置で持ってもらえればいい。足元に注意して適切に渡ってもらえればいいです。

組合：我々は指導される。持ちなさいと言うが持てない。「指導する」人たちは現実が分かっていない。位置を変更すればいいのである。現状でいくので持ち方を工夫して下さいということか。

会社：回答の通りです。

2-⑫項について

組合：ピット内の蛍光灯についてLEDへの取り替えはどこまで進んでいるか。切れている部分は今後いつまでに替えるのか。

会社：5, 6番線はLEDになってる。今後、老朽取り替えに合わせて順番に替えていく。

組合：いつまでに終わる予定か。

会社：工事期間の関係は予算などもあるので分からない。順次やっていく。

会社：切れている部分はその都度取り替えを行っていく。

組合：蛍光灯は今、10個は切れていてずっと切れたままである。定期的に検査しているならそういうことはないはず。一つの箇所に10個は切れてる。

会社：修繕は行っているが、一度に全ては変えられない。

5-③項について

組合：9:10のバスは「検討する」と回答しているが是非検討するべき。仕業の方が勤務終了後に乗るのは9:10にするべき。9:00でないといけない理由は何か。

会社：ひとつずらせば全部変わってくる。利便性とバスダイヤの両方を見ながら判断して



いる。ダイヤ改正の都度、チェックしてる。

組合：このバスダイヤは以前はいつ変更したのか。2～3年は一緒である。

会社：結果的に直ってないとしても一つはダイヤ改正ごとに、その都度確認してる。

#### 5-⑤項について

組合：茨木のバスの乗降で、茨木の行政指導に従ってるということであるが、会社として自治体の行政指導について茨木市や鳥飼のある摂津市の行政指導については応じるという姿勢はあるか。

会社：この質問はバスについてで茨木市であり摂津市は関係ない。茨木市と交渉してどこに停めるかとかを茨木市と調整して決めている。

組合：それに鑑みての質問であり行政指導には従うということなので、摂津市からの指導があれば従うのかという質問。

会社：主旨不明な質問である。

組合：茨木市はこちらの要請は聞いてくれないのか。言ったことはあるのか。

会社：私が担当した。全てイオンの前で止まって下さいということです。

#### 4-④項について

組合：入浴時間を延長して欲しい。

会社：風呂を清潔に保つために清掃してもらってる。

組合：清掃時間は。

会社：12時から15:40まで。スタートは5時間、見直して今の時間。

組合：風呂の清掃が早く終わってれば対応（入浴可能）する余地はあるのか。

会社：職場の指示に従って下さい。

## 食堂メニューの改善を！

#### 4-⑤項について

組合：夜の食堂のメニューは乗務員からも評判が悪い。

組合：品切れになってれば管理者に申し出でもその場では食べられない。

会社：突然の業者が増えてしまうことなども考えられる。

組合：業者が変わった理由は何か。

会社：業者の経営上の問題。

組合：打ち合わせは誰が行ってるのか。

会社：業者の担当者と仕業の担当者。

組合：業者にアンケートを取らせるようにしたほうがいい。不評である。

会社：8月オープンしたばかり。順次直している。レオックさんは色々やってる。

組合：社員の声を反映するべき。

#### 5-⑦項について

組合：管理者がやるべきことである。

会社：鎖錠の仕方についてはルールを守ってもらうことをやらしてもらわないと回送に乗れなくなる。マナーを守ってもらわないといけない。

組合：警備員に担当させるべき。

組合：最後の人が関連会社の社員の場合はどうなるのか。

会社：関係会社も関係なく行って頂く。

組合：鍵をしなかったら責任はどうなるのか。

会社：必要により。

組合：過去にはあったのか。押しつけとしてやってることが原因である。

会社：背もたれの枕カバーもしわになっていたらもう一度お金を出して直してもらって  
る。社員のために経費を使ってる。

組合：責任追及はするべきでない。

#### 6－④項について

組合：庫7番線に2台しか自転車がないので増設されたい。

会社：6番線の自転車を使用されたい。

組合：仕業検査は時間がない中でやってる。配置するべき。

会社：仕業で2台でお願いしたい。なければ6番線のをお願いしたい。

組合：申告で使用してたら仕業では足りない。

会社：7番線では希な状況なので、隣接番線の使用されたい。利用頻度を見て判断して  
る。

組合：台数増やさないとアシスト自転車にせよ。

以上